

(昭和二三・一一・五)

第五章 医療法人

(医療法人の自己資本額)

第三〇条の三四 病院又は介護老人保健施設を開設する医療法人は、その資産の総額の百分の二十に相当する額以上の自己資本を有しなければならない。ただし、厚生労働大臣の定める基準に適合する場合、この限りでない。

2 前項に規定する自己資本とは、資本金及び剰余金の合計額(累積損失金がある場合にはその額を控除した額)をいう。

(特別医療法人とされる公的な運営に関する要件) 第三〇条の三五 法第四十二條第二項第一号の規定による要件は、次のとおりとする。

一 財団である医療法人又は社団である医療法人で持分の定めのないものであること。

二 当該医療法人が開設する医療提供施設のうち、一以上のものが次に掲げる病床のいずれかを有し、病院又は診療所であること及び四十人以上の患者を入院させるための施設を有するものであることと、救急病院等を定める省令(昭和三十一年厚生省令第八号)第二条の規定に基づき救急病院である旨を告示されたものであることその他公益の増進に著しく寄与する事業を営むに足りる施設を有するものであること。

イ 専らがんその他の悪性新生物、小児疾患若しくは周産期疾患又は循環器疾患に関し、診断及び治療、調査研究並びに医療関係者の研修を行う病棟又は診療所並びにこれに準ずる機能及び性格を有する病棟又は診療所の病床

ロ 専らリハビリテーションに関し、診断及び治療、調査研究並びに医療関係者の研修を行う病棟又は診療所並びにこれに準ずる機能及び性格を有する病棟又は診療所の病床

ハ 救急医療体制において不可欠な診療機能を有する病院又は診療所の当該機能に係る病床

ニ 精神病棟、アルコールその他の薬物による中毒性精神疾患、老人性精神疾患、小児精神疾患、頭部外傷による精神疾患又は合併症を伴う精神疾患に関し、特殊の診療機能を有する病院

又は診療所の当該機能に係る病床  
治療方法の確立していない疾病に罹患している者を入院させ、当該疾病に関し、診断及び治療並びに調査研究を行う病院又は診療所の当該機能に係る病床

ヘ 小児慢性疾患に関し、診断及び治療を行う病院又は診療所であつて、療養中の児童又は生徒に對して学校教育を行う施設が設置されているものの当該機能に係る病床

ト 専ら末期のがんその他の悪性新生物の患者を入院させ、緩和ケアを行う病院又は診療所の当該機能に係る病床

チ 専ら結核後遺症に起因する慢性呼吸不全の患者を入院させ、診断及び治療を行う病院又は診療所の当該機能に係る病床

リ 病院又は診療所の建物の全部又は一部、設備、器械及び器具を当該病院又は診療所に勤務しない医師又は歯科医師の診療、研究又は研修のために利用させる病院又は診療所の当該機能に係る病床

三 当該医療法人の業務について、次に掲げる要件を満たすものであること。

イ 社会保険診療に係る収入金額(労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)に係る患者の診療報酬(当該診療報酬が社会保険診療報酬と同一の基準によつている場合又は当該診療報酬が少額(全収入金額の概ね百分の十以下の場合をいう。))の場合に限る。))を含む、の合計額が、全収入金額の百分の八十を超えるものであること。

ロ 自費患者(社会保険診療に係る患者又は労働者災害補償保険法に係る患者以外の患者をいう。))に對し請求する金額は、社会保険診療報酬と同一の基準により計算されるものであること。

ハ 医療診療(社会保険診療、労働者災害補償保険法に係る診療及び自費患者に係る診療をいう。))により収入する金額は、医師、看護師等の給与、医療の提供に要する費用(投薬費を含む。))等患者のために直接必要な経費の額に百分の百五十を乗じて得た額の範囲内であること。

四 当該医療法人につき医療に関する法令に違反する事実その他公益に反する事実がないこと。

五 当該医療法人の設立者、役員等(その理事、幹事、評議員その他これらに準ずるものを含む。以下同じ。))若しくは社員又はこれらの者の親族等(これらの者と親族関係を有する者及び次に掲げる特殊の関係がある者をいう。))に對し、施設の利用、金銭の貸付け、資産の譲渡、給与の支給、役員等の選任その他財産の運用及び事業の運営に關して特別の利益を与えないものであること。

イ これらの者とまた婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ロ これらの者の使用人及び使用人以外の者で当該役員等から受ける金銭その他の財産によつて生計を維持しているもの

ハ イ又はロに掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしているもの

2 法第四十二條第二号に規定する厚生労働省令で定める者は、他の特別医療法人とする。

(持分の定めのある社団医療法人から持分の定めのない社団医療法人への移行)

第三〇条の三六 社団である医療法人で持分の定めのあるものは、定款を変更して、社団である医療法人で持分の定めのないものに移行することができる。

2 前項の規定により社団である医療法人で持分の定めのないものに移行する場合にあつては、当該医療法人は、その資本金の全部を資本剰余金として整理するものとする。

3 社団である医療法人で持分の定めのないものは、社団である医療法人で持分の定めのあるものへ移行できないものとする。

(設立認可の申請) 第三二条 法第四十四條第一項の規定により、医療法人設立の認可を受けようとする者は、申請書に次の書類を添付して、その主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事(以下「都道府県知事」といふ。))に提出しなければならない。

一 定款又は寄附行為

二 設立当初において当該医療法人に所属すべき財産の財産目録

三 出資申込書又は寄附申込書の写し

四 設立決議録

五 不動産その他の重要な財産の権利の所属についての登記簿、銀行等の証明書類

五の二 病院又は介護老人保健施設を開設する医療法人にあつては、当該医療法人の資産が第三〇条の三十四條第一項に規定する要件に適合していることを証する書類

六 当該医療法人の開設しようとする病院、法第三十九條第一項に規定する診療所又は介護老人保健施設の診療科目、従業者の定員並びに敷地及び建物の構造設備の概要を記載した書類

六の二 法第四十二條第一項第五号又は第六号に掲げる業務を行うとする医療法人にあつては、当該業務に係る施設の職員、敷地及び建物の構造設備の概要並びに運営方法を記載した書類

七 設立後二年間の事業計画及びこれに伴う予算書

八 設立者の履歴書

九 設立代表者を定めたときは、適法に選任されたこと並びにその権限を証する書類

十 役員の内訳承諾書及び履歴書

十一 開設しようとする病院、診療所又は介護老人保健施設の管理となるべき者の氏名を記載した書面

十二 当該医療法人が、法第四十二條第二項に規定する特別医療法人に該当する場合にあつては、次に掲げる書類

(医師又は歯科医師以外の理事から理事長を選出する  
場合の認可の申請)

第三二条の三 法第四十六條の三第一項ただし書の規  
定による認可を受けようとする者は、次の各号に掲  
げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出し  
なければならぬ。

- 一 当該理事の住所及び氏名
- 二 理事長を医師又は歯科医師でない理事のうちか  
ら選出する理由

(管理者の一部を理事に加えたい場合の認可の申請)

第三二条の四 法第四十七條第一項ただし書の規定に  
よる認可を受けようとする者は、次に掲げる事項を  
記載した申請書を都道府県知事に提出しなければな  
らぬ。

- 一 理事に加えたい管理者の住所及び氏名並びに当  
該管理者の管理する病院、診療所又は介護老人保  
健施設の名称及び所在地
- 二 当該管理者を理事に加えたい理由

(定款等変更認可の申請)

第三三条 法第五十條第一項の規定により、定款又は  
寄附行為の変更の認可を受けようとするときは、申  
請書に次の書類を添付して、都道府県知事に提出し  
なければならぬ。

- 一 定款又は寄附行為変更の内容(新旧対照表を添  
付すること)、及びその事由を記載した書類
- 二 定款又は寄附行為に定められた変更に関する手  
続を経たことを証する書類

2 定款又は寄附行為の変更が、当該医療法人が新た  
に病院、法第三十九條第一項に規定する診療所又は  
介護老人保健施設を開設しようとする場合に係るも  
のであるときは、前項各号の書類のほか、第三十一  
條第五号の二(新たに病院又は介護老人保健施設を  
開設しようとする場合に限る)、第六号及び第十一  
号に掲げる書類並びに定款又は寄附行為変更後二年  
間の事業計画及びこれに伴う予算等を、前項の申請  
書に添付しなければならない。

3 定款又は寄附行為の変更が、当該医療法人が法第  
四十二條第一項各号に掲げる業務を行う場合に係る  
ものであるときは、第一項各号の書類のほか、第三  
十一條第六号の二に掲げる書類並びに定款又は寄附  
行為変更後二年間の事業計画及びこれに伴う予算書  
を、第一項の申請書に添付しなければならない。

4 定款又は寄附行為の変更により、当該医療法人が  
法第四十二條第二項に規定する特別医療法人に該当  
することとなる場合にあつては、第一項各号に掲げ  
る書類のほか、第三十一條第十二号に掲げる書類及  
び定款又は寄附行為変更後二年間の事業計画及びこ  
れに伴う予算書を、第一項の申請書に添付しなけれ  
ばならぬ。

第三二条の二 法第五十條第一項に規定する厚生労働  
省令で定める事項は、法第四十四條第二項第四号及  
び第十号に掲げる事項とする。

(決算の届出)

第三三条 法第五十一條第一項の規定により、決算を  
届け出ようとするときは、財産目録、貸借対照表及  
び損益計算書を、都道府県知事に提出しなければな  
らぬ。

(解散認可の申請)

第三四條 法第五十五條第三項の規定により、解散の  
認可を受けようとするときは、申請書に左の書類を  
添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 理由書
- 二 法、定款又は寄附行為に定められた解散に関す  
る手続を経たことを証する書類
- 三 財産目録及び貸借対照表

四 残余財産の処分に関する事項を記載した書類

(合併認可の申請)

第三五條 法第五十七條第四項の規定により、合併の  
認可を受けようとするときは、申請書に左の書類を  
添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 理由書
- 二 法第五十七條第一項又は第三項の手続を経たこ  
とを証する書類
- 三 合併契約書の写
- 四 法第六十條の場合においては、申請者が同条の  
規定により選任された者であることを証する書面
- 五 合併後存続する医療法人又は合併によつて設立  
する医療法人の定款又は寄附行為
- 六 合併前の各医療法人の定款又は寄附行為
- 七 合併前の各医療法人の財産目録及び貸借対照表
- 八 合併後存続する医療法人又は合併によつて設立  
する医療法人について、第三十一條第五号の二、  
第七号、第十号及び第十一号に掲げる書類(イ)の  
場合において、同条第七号中「設立後」とあるのは  
「合併後」と、第十号中「役員」とあるのは「新  
たに就任する役員」と読み替へるものとする。(一)

(副本の添付)

第三六條 第三十一條、第三十二條、第三十四條及び  
第三十五條に規定する申請書及びこれに添付する書  
類、第三十一條の二から第三十一條の四までに規定  
する申請書並びに第三十三條に規定する書類には、  
それぞれ副本を添付しなければならない。

第三七條 削除  
(医療法人台帳の記載事項)

第三八條 令第五十條の六第一項の医療法人台帳に記載  
しなければならない事項は、次のとおりとする。

- 一 名称
- 二 事務所
- 三 代表理事を定めたときはその氏名
- 四 開設する病院、診療所又は介護老人保健施設の  
名称及び所在地
- 五 法第四十二條第一項各号に掲げる業務を行う場  
合はその業務
- 六 設立認可年月日及び設立登記年月日
- 七 設立認可当時の資産
- 八 役員に関する事項
- 九 その他必要な事項

2 前項各号の記載事項に変更を生じたときは、都道  
府県知事は、遅滞なく訂正しなければならない。

(保存する書類)

第三九條 令第五十條の九の厚生労働省令で定める書類  
は、法及びこの省令の規定により提出された書類と  
する。

(統管規定)

第三九條の二 二以上の都道府県の区域において病  
院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法  
人に係るこの章の規定の適用については、第三十一  
條中「その主たる事務所の所在地を管轄する都道府  
県知事(以下「都道府県知事」という。)(一)とあり、  
第三十四條及び第三十五條中「都道府県知事」とあ  
るのは、「厚生労働大臣」と、第三十一條の二から  
第三十一條の四まで、第三十二條第一項、第三十三  
條及び第三十八條第二項中「都道府県知事」とある  
のは、「地方厚生局長」とする。

昭和四十年三月三十一日  
法律第三十四号

(定款)

第二條 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

十六 資本等の金額 資本の金額又は出資金額と資本積立金額との合計額をいう。

十七 資本積立金額 イからルまでに掲げる金額の合計額からラからネまでに掲げる金額の合計額を減算した金額をいう。

ル 財団である医療法人又は社団である医療法人で持分の定めがないものがその譲渡口として贈与又は遺贈を受けた金額の額又は全額以外の資産の価額(相続税法(昭和二十五年法律第七十三号)第六十六條第四項(公益を目的とする事業を行う法人に対する課税)の規定によりこれらの資産につき贈与税又は相続税を納付する場合には、その贈与税又は相続税の額に相当する金額を控除した金額)

○相続税法

昭和二十五年二月十一日  
法律第七十三号

(人格のない社団又は財団等に対する贈与)

第六十六條 代遺贈又は管理者の定めのある人格のない社団又は財団に對し財産の贈与又は遺贈があつた場合(当該贈与又は遺贈に係る財産の価額が法人税法の規定により当該社団又は財団の各事業年度の所得の金額の計算上利益の額に算入される場合を除く。)においては、当該社団又は財団を個人とみなして、これに贈与税又は相続税を課する。この場合においては、贈与に因り取得した財産について、当該贈与者の要するに、当該贈与者の各一人のみから財産を取得したものとみなして算出した場合の贈与税額の合計額をもつて当該社団又は財団の納付すべき贈与税額とする。

2 前項の規定は、同項に規定する社団又は財団を設立するために財産の提供があつた場合(その提供に係る財産の価額が法人税法の規定によりその提供を受けた者の各事業年度の所得の金額の計算上利益の額に算入される場合を除く。)において準用する。

3 前二項の場合において、第一條の規定の適用については、第一項に規定する社団又は財団の住所は、その主たる営業所又は事務所の所在地にあるものとみなす。

4 前三項の規定は、法人税法第二條第六号に規定する公益法人等その他公益を目的とする事業を行う法人に對し財産の贈与又は遺贈があつた場合(当該贈与又は遺贈に係る財産の価額が法人税法の規定により当該法人の各事業年度の所得の金額の計算上利益の額に算入される場合を除く。)において、当該贈与又は遺贈に因り当該贈与者又は遺贈者の課税その他これらの者と第六十四條第一項に規定する特別の関係がある旨の相続税又は贈与税の負担が不当に減少する結果となつたと認められるときについて準用する。この場合において、第一項中「代表者又は管理者の定めのある人格のない社団又は財団」とあるのは「法人」と、当該社団又は財団」とあるのは「当該法人」と、第二項及び第三項中「社団又は財団」とあるのは「法人」と読み替へるものとする。

(各事業年度の所得の金額の計算)

第二十二條 内国法人の各事業年度の所得の金額は、当該事業年度の利益の額から当該事業年度の損失の額を控除した金額とする。

2 内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上当該事業年度の利益の額に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、資産の販売、有償又は無償による資産の譲渡又は役務の提供、無償による取得以外のものに係る当該事業年度の収益の額とする。

3 内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上当該事業年度の損失の額に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、次に掲げる額とする。

一 当該事業年度の収益に係る売上原価、完成工費原価その他これらに準ずる原価の額

二 前号に掲げるもののほか、当該事業年度の販売費、一般管理費その他の費用(償却費以外の費用で当該事業年度の終了の日までに債務の確定しないものを除く)の額

三 当該事業年度の損失の額で資本等取引以外の取引に係るもの

4 第二項に規定する当該事業年度の収益の額及び前項各号に掲げる額は、一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従つて計算されるものとする。

5 第二項又は第三項に規定する資本等取引とは、法人の資本等の金額の増加又は減少を生ずる取引及び法人が行ふ私益又は剰余金の分配(商法第二百九十三条ノ五第一項(中間配当)又は資産の流動化に関する法律第百二條第一項(中間配当)に規定する利益の分配その他これに類する利益の分配として政令で定めるものを含む。)をいう。

〔附〕 第六十九條

○所得税法

(昭和三十二年三月三十一日)  
法律第三十三号

(贈与等の場合の課税所得等の特別)  
第五十九条 次に掲げる事由により居住者の所有する山林(寄附所得の基となるものを除く)又は譲渡所得の基となる資産の移転があつた場合には、その者の山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額の計算については、その事由が生じた時に、その時にあける金額に相当する金額により、これらの資産の譲渡があつたものとみなす。

- 一 贈与(法人に対するものに限る。)(又は相続(限定承認に係るものに限る。))若しくは遺贈(法人に対するもの及び個人に対する包括遺贈のうち限定承認に係るものに限る。)
- 二 著しく低い価額の対価として政令で定める額による譲渡(法人に対するものに限る。)

○租税特別措置法

(昭和三十二年三月三十一日)  
法律第二十六号

(国等に対して財産を寄附した場合の課税所得等の非課税)  
第四十条 国又は地方公共団体に對し財産の贈与又は遺贈があつた場合には、所得税法第五十九条第一項第一号の規定の適用については、当該財産の贈与又は遺贈があつたものとみなす。民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立された法人その他の公益を目的とする事業を営む法人に對する財産の贈与又は遺贈(当該法人を設立するためにする財産の提供を含む。以下この条において同じ。)で当該贈与又は遺贈が教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与することその他の政令で定める要件を満たすものとして国税庁長官の承認を受けたものについても、また同様とする。

(公益法人に對する寄附財産の課税所得等の非課税のための手続等)  
第二十五条の十七 法第四十条第一項後段の規定の適用を受けようとする者は、贈与又は遺贈(同項後段に規定する法人を設立するためにする財産の提供を含む。以下この条において同じ。)により財産を取得する法人の事業の目的、当該贈与又は遺贈に係る財産その他財務省令で定める事項を記載した申請書に当該申請書に記載された事項が事実と相違ないことを当該法人において確認した書面を添附して、当該贈与又は遺贈のあつた日から三月以内(当該期間の経過する日前に当該贈与があつた日の属する年分の所得税の確定申告書の提出期限が到来する場合には、当該提出期限までとする。)(納税地の所轄税務署長を経由して、国税庁長官に提出しなければならぬ。この場合において、当該期間内に当該申請書の提出があつたこと又は当該書面の添附があつたことにつき国税庁長官においてやむを得ないと認める事情があり、かつ、当該贈与又は遺贈に係る山林所得又は譲渡所得につき国税通則法第二十四条から第二十六条までの規定による更正又は決定を受ける日の前日までに当該申請書又は書面の提出があつたときは、当該期間内に当該申請書の提出又は当該書面の添附があつたものとする。

○租税特別措置法施行令

(昭和三十二年三月三十一日)  
政令第四十三号

一 当該贈与又は遺贈に係る財産(当該財産につき第四十条各号に規定する理由その他これらに準ずるやむを得ない理由として国税庁長官が認める理由により当該財産の譲渡をする場合において、当該譲渡による収入金額の全部に相当する金額をもつて換価処分資産、土地及び土地の上に存する権利を取得するときは、これらの資産)が、当該贈与又は遺贈があつた日以後二年を経過する日までの期間(当該贈与又は遺贈を受けた土地の上)に建設する当該贈与又は遺贈に係る公益を目的とする事業の用に供する建物のその建設に要する期間が通常二年を超えないことその他のやむを得ない事情があるため、当該期間内に当該財産の贈与又は遺贈を受けた法人の当該事業の用に供することが困難である場合には、当該贈与又は遺贈があつた日以後国税庁長官が認める日までの期間)内に、当該法人の当該事業の用に供され、又は供される見込みであること。

三 法第四十条第一項後段に規定する法人に對して財産の贈与又は遺贈を受けることにより、当該贈与者若しくは遺贈者の所得に係る所得税の負担を不当に減少させ、又は当該贈与者若しくは遺贈者の親族その他これらの者と相続税法第六十四条第一項に規定する特別の関係がある者の相続税若しくは贈与税の負担を不当に減少させる結果とならぬと認められること。

3 法第四十条第一項後段に規定する法人で次の各号に掲げる要件を満たすものに対する財産の贈与又は遺贈は、前項第三号の規定の適用については、同号に規定する所得税又は贈与税若しくは相続税の負担を不当に減少させる結果とならぬと認められるものとする。

一 その運営組織が適正であること  
二 その寄附行為、定款又は規則において、その理事、監事、評議員その他これらの者に準ずるもの(以下この項において「役員等」という。)のうち親族関係を有する者及びこれらと次に掲げる特殊の関係がある者(次号において「親族等」という。)の数がそれぞれ役員等の数のうちに占める割合は、いずれも三分の一以下とする旨の定めがあること。

イ 当該親族関係を有する役員等とまだ婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者  
ロ 当該親族関係を有する役員等の使用人及び使用人以外の者で当該役員等から受ける金銭その他の財産によつて生計を維持しているもの  
ハ イ又はロに掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしているもの  
ニ 当該親族関係を有する役員等及びイからハまでに掲げる者のほか、次に掲げる法人の役員等(二)二条第十五号に規定する役員(イ)において「会社役員」という。)又は使用人である者  
イ) 当該親族関係を有する役員等が会社役員となつていない他の法人

四 その法人につき公益に反する等実がなないこと。